

## 認知症を取り巻く諸問題

## 2. 認知症における犯罪と刑事責任能力

Criminal responsibility in dementia

村松 太郎 三村 將

## 要約

認知症の刑事責任能力の我が国の裁判での認定の実際を、自験例も示しつつ紹介した。法律用語である心神喪失・心神耗弱は一種の認知機能低下と解し得る概念であるが、その実態は医学でいう認知機能とは別次元であることに常に留意が必要である。特に認知症を被告人とする裁判においては、画像等の診断技術の進歩に伴い、新たな論点も多数発生している。

**Key words** 刑事責任能力, 心神喪失, 心神耗弱, 訴訟能力

(日老医誌 2016; 53: 222-226)

## 刑事責任能力とは

刑事事件の被告人に、その事件の責任を問うことができるか否か、これが刑事責任能力の概念である。刑事責任能力が完全に失われていれば、刑罰を科すことはできない。また、刑事責任能力が部分的に失われていれば、刑は減輕される。これらは刑法39条に定められている。

刑法39条の心神喪失とは「理非善悪を判断し（弁識能力）、その判断に従って行動を制御する能力（制御能力）が完全に損なわれている」ことを指す。これら能力が「著しく」損なわれていれば心神喪失である。

但し、「弁識能力」「制御能力」の具体的内容についての定義はない。定義はないから、どのような場合に「完全に」「著しく」損なわれているかについては、確固たる決まりはない。

したがって刑事責任能力を論じるためには、裁判の実務でどのように判断されているかを検討していくことが不可欠である。そこで本稿では、認知症被告人の自験鑑定例を通して論を進める。

事例1<sup>1)</sup> アルツハイマー病。殺人

## a. 事件の概要

被告人（犯行時71歳）は、数年前から介護をしていた寝たきりの妻をネクタイで絞殺した。被告人は犯行の約2カ月前から強い金銭的な不安を訴えるようになっており、同時期から認知症と思われる症状も認められていた。ただし、医師から認知症の疑い等と診断を受けたことはなかった。

## b. 裁判の経過

精神鑑定が行われ、被告人は犯行前からアルツハイマー病に罹患しており、認知機能が低下していることが示され、心神耗弱を示唆する意見が付記された。裁判所は鑑定書の示唆の通り心神耗弱を認定し、懲役3年、執行猶予5年の判決を下した。

判決文には、出廷した鑑定医の証言として、「被告人の当時の客観的な経済状況は、余裕はないものの、差し迫ってはいなかったのであるから、これを理由とし

表 1

刑法 39 条
心神喪失者の行為は罰しない
心神耗弱者の行為はその刑を減輕する

て愛する妻を殺害したというのは、認知症の影響を考慮しなければ理解し難く、被告人の金銭的不安は、認知症の症状としての病的なこだわりである支配観念であって、その結果、被告人は、「妻を殺すしかない」という思考から逃れられなくなり、本件犯行に及んだと認められる。この意味で、本件犯行は、認知症の症状である支配観念に著しく影響された行為であったと評価できる」と記されている。

## 刑事責任能力認定の法的根拠

事例 1 の裁判所は、鑑定医が示唆する心神耗弱の認定をそのまま採用する形を取ったが、裁判では必ずしも鑑定医の判断が採用されるとは限らない。この点に関しては表 2 に示す最高裁の決定が根拠になっている。

心神喪失も心神耗弱も、法律概念であって、医学的に判断できるものではないから、最終決定は裁判所が下す。昭和 58 年に出されたこの決定は、現在に至るまで刑事責任能力認定の法的根拠となっている。ここでいう「生物学的要素」とは、精神障害の認定を指し、「心理学的要素」とは、弁識能力と制御能力の認定を指している。

精神障害の認定とはすなわち診断であるから、精神科医であれば、そして対象者が認知症なら認知症についてある程度の専門的知識を有している精神科医であれば、比較的容易であると思えるかもしれない。しかし法廷での「認定」においては、臨床での「診断」とは異なる見逃しやすい相違点がいくつもある。この重要事項については、もう一例を示した後にあわせて述べる。次の例は前頭側頭型認知症である。

表 2

昭和 58 年 9 月 13 日 最高裁第三小法廷決定より
被告人の精神状態が刑法 39 条にいう心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって専ら裁判所に委ねられるべき問題であることはもとより、その前提となる生物学的、心理学的要素についても、右法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題である

## 事例 2<sup>2)</sup> 前頭側頭型認知症、現住建造物等放火

### a. 事件の概要

被告人 (48 歳女性) は、平成 16 年 12 月から平成 17 年にかけて埼玉県において大型ディスカウントショップ等あわせて 7 件を連続放火した。この結果 3 人が亡くなっている。

被告人は、元々は真面目な人物であった。昭和 49 年頃から平成 16 年 8 月末まで整形外科クリニックに勤務し看護業務を行っており、院長から信頼され、患者や職員とのトラブルはなかった。しかし平成 10 年頃からイライラなど精神不安定を訴えていた。その後、複数の精神科クリニックを受診し、反社会性人格障害、境界性人格障害などと診断されていた。

平成 16 年に退職後はパチンコをするなどして非生産的に過ごし、同居する男性に嫌われるようになり、リストカットをしたり玄関ドアに落書きをするなど様々な嫌がらせを繰り返していた。

本件犯行一カ月前の平成 16 年 11 月、ディスカウントショップでの窃盗により逮捕され、まもなく釈放されたが、上記男性を巡る状況は不変で、いらだちが募り、本件連続犯行に及んだ。

### b. 裁判の経過

精神鑑定の検査として施行された CT スキャンでは年齢不相応の前頭葉・側頭葉の萎縮が認められ、臨床経過とあわせ、前頭側頭型認知症の初期が疑われた。これらを受けて鑑定主文には、「被告人には認知機能の低下があり、本件各犯行にはその影響があった」「この認知機能低下は、被告人の脳の萎縮と関連している」「この脳の萎縮の原因としては、前頭側頭型認知症が考えられるが、現時点では確定できない」等と記載さ

れ、さらに、完全責任能力を示唆する意見が付記された。裁判所は鑑定書の示唆の通り完全責任能力を認定し、無期懲役刑の判決を下した。弁護側が控訴したが、高裁でも一審判決が支持され、確定した。

## 認知症における刑事責任能力をめぐって

刑事裁判における認知症の認定と責任能力においては、臨床診断とは異なる独特の事情が複数ある。主な点は次の通りである。

### ①法的な認知機能と医学的な認知機能の相違

認知症で刑事責任能力が問題となるのは、認知機能が低下しているからである。だが法廷で問われるのは、認知機能検査の成績そのものではなく、「弁識能力」及び「制御能力」である。臨床医学における認知機能と、法的概念としての「弁識能力」「制御能力」の間には大きな隔りがある。その隔りとは、裁判実務においては、ある程度までは慣習的に埋められているというのが現状である。たとえば事例1においては犯行が「支配観念に著しく影響された行為であった」ことを根拠に「心神耗弱」という結論が導かれているが、なぜ前者から後者が導かれるか、その論理関係は不明確である。精神障害者の刑事責任能力は、元々は統合失調症をモデルとして理論が構築され、判例の蓄積を通して発展してきた概念である。たとえば妄想に支配されてなされた犯行であれば、その支配の程度に応じて心神喪失あるいは心神耗弱と認定されるのが裁判では一般的となっており、事例1はこれを援用したものと解釈できる。だが統合失調症モデルの援用が困難なケースにおいては、事例ごとに医学的判断と法的判断が様々なブレンドされて結論が出されているというのが現状である。

### ②過去の特定時期における認知機能

臨床における診断とは、診察時という現在における診断であり、かつ、治療やケアという未来に向けての診断である。一方、刑事事件で求められるのは現在でも未来でもなく、犯行時という過去の一時点における

状態の判定であるから、通常の臨床における診断技術だけでは不十分である。事例1、事例2はともに、犯行のころの精神状態が、被告人を知る証人の証言からかなり明らかにすることができたが、事件によってはそうした証言が得られにくいこともしばしばある。また、当時の診療録等を証拠として用いることが可能だったとしても、上記①の通り、医学的診察所見や検査所見がそのまま法的認知機能に直結するわけではないから、やはり刑事責任能力判定は通常の臨床技術だけでは不十分である。

### ③画像検査

脳画像検査が法廷に提出されることはしばしばあるが、その検査の本質が裁判所に正しく理解されることはむしろ稀であるという印象は禁じ得ない。

脳画像については、強く視覚に訴え印象づけるという性質から、裁判所が所見を過大評価することが問題になるのが常である。一方、逆に画像所見が顕著でないことから認知機能低下も顕著でないと単純に判断されるという逆の誤りもある。たとえば事例2で一審裁判所が完全責任能力を認定した大きなポイントは、脳の萎縮が顕著でなかったことであった。そこで弁護側は「被告人の脳の萎縮が高齢の人であれば認められる程度のものであるとして責任能力への影響を認めなかった原判決は、脳の萎縮が老化ではなく病的なものである点を軽視しすぎており、病気で脳の萎縮が進んだ者に対し、通常人と同様の責任非難を問うもので、責任能力に関する判断を誤っている」などと主張し控訴したが、高裁も地裁とほぼ同様の判断過程を採用し退けた。

脳の萎縮の程度を健常高齢者の萎縮と対比することで責任能力判定に結びつけるという裁判所のこの手法、すなわち「脳萎縮」と「責任能力」を対応させることは、異次元の概念を強引に結びつける科学的根拠の乏しい作業である。画像という科学的なデータに対して、裁判所は、その本質とは異なる次元の独特な解釈を加え、結果として科学的根拠を欠いた結論を導いている。認知症が被告人となる裁判の増加に伴い、法廷に脳画像が提出される機会はますます増えると予想されるから、鑑定医による裁判所への正確な説明が強

く求められる機会が増すと言えよう。

#### ④訴訟能力

前記②の通り、刑事事件で求められるのは犯行時という過去の一時点における状態の判定であるが、例外的に診察時の状態が問題となることがある。それは「被告人に裁判を受ける能力があるか」が問われる場合である。この能力を訴訟能力という。より具体的には「被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をすることのできる能力」<sup>3)</sup>が訴訟能力であるとされる。被告人が訴訟能力を欠く場合、公判は停止される。たとえばある殺人未遂事件の被告人は、法廷での言動からは自分が裁判を受けているという理解さえないように思われ、鑑定医から「本件犯行時の認知症の程度は軽度であったが、犯行後の生活環境の変化により認知症症状が急速に進んだ」「現在、認知症の程度は重症」という見解が示され、裁判所はそれを受けて訴訟能力を欠いていると認定し、公判は停止となった<sup>4)</sup>。

訴訟能力が問題となるのは、現在の我が国の刑事裁判では相対的に少数であるが、今後は人口の高齢化に伴い、訴訟能力鑑定の件数は増すことが予想される。認知症が慢性進行性の非可逆的疾患である以上、ひとたび訴訟能力なしと認定されればその後に訴訟能力が回復されることは期待できず、深刻な事態の発生が不可避である。

## 結語

刑事責任能力概念の根底には、「病気による犯行について、本人に責任を問うのは酷だ」という思想がある。一方、刑事責任能力は、弁識能力・制御能力という概念を通して定義されているから、病気の症状をこれらの概念にいかにして関連させるかという課題が裁判では常に存在する。この関連は、実務上は慣習的ともいえる解釈の蓄積によって認定されている。ところが前頭側頭型認知症という、倫理道徳機能そのものが損なわれた対象者においては、慣習的な解釈では扱いきれない事態が発生している。

他方で、病気とは何かという深い問いがある。画像

診断等の進歩により、認知症の早期診断が可能になった。今後、診断技術はさらに洗練されてくるであろう。それは発症予防や早期介入という目的のためには朗報だが、たとえばPETで脳にアミロイドの所見が認められ、しかしbehaviorのレベルでは正常の老化と同様の認知機能障害しか見られないケースで犯罪が行われた場合、それは病気による犯行と言えるのか、言えないのか。その答えは、本人への非難可能性や刑事責任能力の認定に大きくかかわってくる。この問いに対する答えは医師だけで出すことは出来ず、法曹との議論、さらには社会全体としての一定の合意が必要であろう。

人口の高齢化に伴い認知症が増えれば、認知症による犯罪も増える。刑事責任能力判定という医と法の接点には、犯罪者の処遇という直接の目的を超えた、多種多様な問題提起が発生している。

著者のCOI (Conflict of Interest) 開示：本論文発表内容に関連して特に申告なし

## 文献

- 1) 東京地裁 平成23年3月14日。
- 2) Anonymous：大型ディスカウントショップ等に対する連続放火事件について 前頭側頭型認知症（ピック病）の影響により完全責任能力が認められないとの主張が排斥された事例。判例タイムズ 2009; 1295: 312-316.
- 3) 最高裁 平成7年2月28日。
- 4) 佐賀地裁 平成21年10月16日。
- 5) 東京高裁 平成20年5月15日。

## 理解を深める問題

## 問題 1

- 心神喪失について、正しいものはどれか。1つ選べ。
- a 意識消失とほぼ同義である。
  - b IQが60未満であることが心神喪失認定の必要条件である。
  - c 著しい脳萎縮があることが心神喪失認定の十分条件である。
  - d 理非善悪を判断し、その判断に従って行動を制御する能力が完全に損なわれていることを指す。
  - e 理非善悪を判断し、その判断に従って行動を制御する能力が著しく損なわれていることを指す。

## 問題 2

- 心神耗弱について、正しいものはどれか。1つ選べ。
- a 心神耗弱なら、必ず執行猶予になる。
  - b 心神耗弱なら、必ず無罪になる。
  - c 心神耗弱なら、必ず刑は減軽される。
  - d 心神耗弱でも、死刑になることがある。
  - e 心神耗弱の定義は、精神保健福祉法に定められている。

## 問題 3

- 認知症の刑事責任能力認定において正しいものはどれか。1つ選べ。
- a 画像上、脳萎縮が認められなければ、完全責任能力である。
  - b 脳機能画像で何らかの異常が認められれば、心神耗弱または心神喪失である。
  - c 鑑定時の認知機能が最も重要である。
  - d 刑事責任能力がなければ、訴訟能力もない。
  - e 裁判所は鑑定医の意見を覆すことができる。